

日本相続学会
学会誌論文等投稿規程

第1条 この規程は、日本相続学会(以下「本学会」という。)における本学会学会誌論文等の投稿に適用する。

第2条 論文等とは、その内容が相続に関するものであって、次の各号に該当する未発表の完結した研究成果でなければならない。

(1)論文

理論的または実証的な研究成果であって、独創性を有し、目的、方法及び結論が明示されているもの。

(2)論説

イ 理論的または実証的な研究成果であって、新しい知見を含むもの。

ロ 既発表の研究論文を補足または修正したもの。

(3)事例研究

相続に係る個別案件に関する専門的な提案事例であって、問題点やアプローチ方法が明示されているもの。

第3条 他学会の機関誌又は審査等に重複して投稿した論文等は、採用しない。

第4条 既発表の研究成果であっても、学会誌への投稿のために内容及び構成を修正又は変更したものは、論文等として投稿することができる。

第5条 投稿を希望する会員は、事前に示された期日までに学会誌論文等投稿申込書を提出しなければならない。

第6条 投稿することができるのは日本相続学会員のみとし、連名者も日本相続学会員とする。

第7条 原稿の分量は、次の各号に従わなければならない。

(1) 図表を含めて刷り上がり12頁(1頁当たり1,600字として合計約19,000字)以内とする。

(2) 原稿中の図表は、本文ファイル中には挿入せず別にファイルに作成し、本文ファイル中には『表1のとおり』『図2参照』等の表現で該当箇所を示すこととする。

(3) 原稿はA4版とし、Wordファイルで作成し、1頁40字×40行とする。

(4) 原稿の本文中の文字は、原則としてMS明朝10.5ポイントとする。

第8条 原稿は、日本語表題、要旨、本文、脚注(必要な場合のみ)、参考・引用文献の順に記述しなければならない。

(1) 本文の見出しは1、(1)、①等とし、その順序を統一する。

- (2) 各章の直前は1行あける。
- (3) 脚注は本文中の該当箇所に右肩上付きで1)、2)、3)と順に示し、本文の後に一括して記載する。
- (4) 参考・引用文献をあげる場合には、次の例を参考にして掲載する。
書籍：著者名・編者名(発行年＝西暦)、『書名』出版社
雑誌：引用論文著者名(公刊西暦年号)、「表題」、掲載誌名、巻(号)、参考・引用頁
- (5) 原稿の冒頭には要旨を600字以内で記載しなければならない。要旨も全体の頁数に含まれるものとする。
- (6) 事例研究は要旨を必要としない。

第9条 原稿提出後の校正は2回までとし、初校と再校までとする。

第10条 原稿の投稿は原則として、電子メールにてWordファイルを送付する。

2 論文等の送付先は下記の通りとする。

日本相続学会事務局 info@souzoku-gakkai.jp

提出された原稿は、原則として返却しない。

原稿締め切り期日は毎年9月1日とする。

第11条 掲載される論文等の使用許諾権は、著者から本学会に無償で譲渡される。

2 論文等の別刷は有料にて頒布する。

第12条 掲載される論文等の著者は、研究大会において講演発表することができる。

附則

2018年4月1日制定

2020年12月1日改訂

2021年7月1日改訂